

基準単価		(1) 障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業		(2) 障害福祉サービス等事業所との連携支援事業	
サービス種別	事業区分	令和2年1月15日以降に、以下のいずれかに該当した事業所等 千葉県から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所(第4条第1号ア) 利用者又は職員に感染者が発生した事業所等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む)(第4条第1号イ) 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所サービス事業所、障害者支援施設等(第4条第1号ウ)		から 以外の通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、障害者支援施設等であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所(第4条第1号エ)	
		各サービス共通	当該事業所の職員により、利用者の居宅への訪問によるサービスを行った事業所(3)	各サービス共通	各サービス共通
通所系	1療養介護	1,978千円/事業所	左記に加えて、	1,978千円/事業所	1,978千円/事業所
	2生活介護	631千円/事業所	左記に加えて、	631千円/事業所	631千円/事業所
	3自立訓練(機能訓練)	288千円/事業所	左記に加えて、	288千円/事業所	288千円/事業所
	4自立訓練(生活訓練)	228千円/事業所	左記に加えて、	228千円/事業所	228千円/事業所
	5就労移行支援	221千円/事業所	左記に加えて、	221千円/事業所	221千円/事業所
	6就労継続支援A型	279千円/事業所	左記に加えて、	279千円/事業所	279千円/事業所
	7就労継続支援B型	294千円/事業所	左記に加えて、	294千円/事業所	294千円/事業所
	8就労定着支援	44千円/事業所	左記に加えて、	35千円/事業所	35千円/事業所
	9自立生活援助	23千円/事業所	左記に加えて、	19千円/事業所	19千円/事業所
	10児童発達支援	271千円/事業所	左記に加えて、	271千円/事業所	271千円/事業所
	11医療型児童発達支援	172千円/事業所	左記に加えて、	172千円/事業所	172千円/事業所
	12放課後等デイサービス	257千円/事業所	左記に加えて、	257千円/事業所	257千円/事業所
短期入所	13短期入所	146千円/事業所	左記に加えて、	146千円/事業所	146千円/事業所
入所・居住系	14施設入所支援	1,013千円/施設	左記に加えて、	1,013千円/施設	1,013千円/施設
	15共同生活援助(介護サービス包括型)	335千円/事業所	左記に加えて、	335千円/事業所	335千円/事業所
	16共同生活援助(日中サービス支援型)	299千円/事業所	左記に加えて、	259千円/事業所	259千円/事業所
	17共同生活援助(外部サービス利用型)	150千円/事業所	左記に加えて、	150千円/事業所	150千円/事業所
	18福祉型障害児入所施設	985千円/施設	左記に加えて、	985千円/施設	985千円/施設
	19医療型障害児入所施設	529千円/施設	左記に加えて、	529千円/施設	529千円/施設
	訪問系	20居宅介護	107千円/事業所	-	-
21重度訪問介護		175千円/事業所	-	-	67千円/事業所
22同行援護		60千円/事業所	-	-	23千円/事業所
23行動援護		106千円/事業所	-	-	41千円/事業所
24居宅訪問型児童発達支援		33千円/事業所	-	-	11千円/事業所
25保育所等訪問支援		35千円/事業所	-	-	13千円/事業所
相談系		26計画相談支援	50千円/事業所	-	-
	27地域移行支援	36千円/事業所	-	-	18千円/事業所
	28地域定着支援	38千円/事業所	-	-	19千円/事業所
	29障害児相談支援	37千円/事業所	-	-	18千円/事業所
対象経費	(1) 通所系サービス事業所、訪問系サービス事業所、短期入所サービス事業所、障害者支援施設等のサービス継続に必要な費用 ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用 イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用 ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等 エ 連携先事業者への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等報酬では評価されない費用 オ 送迎を少数で実施する場合に緊急かつ一時的に必要となる車のリース等の費用(リース費用については、レンタカーだけではなく、連携事業所や職員の自家用車等をリース契約するなど柔軟な対応が可能)		(4) 通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び障害者支援施設等の訪問サービス実施に係る費用 ア 訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当 イ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ウ 訪問サービス実施を行うため緊急かつ一時的に必要となる車のリース等の費用(リース費用については、レンタカーだけではなく、連携事業所や職員の自家用車等をリース契約するなど柔軟な対応が可能) エ 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用 オ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用		(1) 利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用 ア 追加に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等 イ 利用者引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等の報酬上では評価されない費用(費用等)  (2) 職員の応援派遣に係る費用 ア 職員を応援派遣するための諸経費(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等)
	(2) 通所系サービス事業所が人数制限してサービスを提供する際の費用 ア 通所しない利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車のリース等の費用(リース費用については、レンタカーだけではなく、連携事業所や職員の自家用車等をリース契約するなど柔軟な対応が可能) イ ICTを活用し、通所しない利用者に対する健康管理や相談援助等を行うための利用者用タブレットのリース等費用(通信費用は除く。)				
	(3) 通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び障害者支援施設等が代替の場所にて行うサービス実施に係る費用 ア サービス提供場所の賃料、物品の使用料等 イ 職員の交通費、利用者の送迎に係る費用				
助成額の算定		事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。)と比較して少ない方の額を交付額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・1事業所・施設当たり1回まで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)と(2)の両方を助成することができる。 なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、県が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。			

1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。  
 2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。  
 3 (1)の「及び」当該事業所の職員により、利用者の居宅への訪問によるサービスを行った事業者とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年4月9日厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)に基づきサービス提供している場合を指す。  
 4 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。)が連続3日以上の場合を指す。